

第 16 回統計基準部会 議事録

1 日 時 令和 5 年 4 月 6 日（木） 16:00～18:00

2 場 所 W e b 会議

3 出席者

【部会長】

樫 浩一

【委 員】

清原 慶子、菅 幹雄

【臨時委員】

清水 千弘、宮川 幸三

【専門委員】

斎藤 太郎、西 美幸

【審議協力者（各府省等）】

財務省、金融庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、文部科学省、国土交通省、
日本銀行、埼玉県、東京都

【事務局（総務省）】

北原大臣審議官

統計委員会担当室：萩野室長、植松次長、篠崎調査官

政策統括官（統計制度担当）：長嶺統計審査官、柿原参事官、目副統計審査官、
服部主査、市村主査

4 議 題 日本標準産業分類の変更について

5 議事録

○樫部会長 それでは、定刻前ですけれども、皆さんおそろいになっていますので、ただ今から第 16 回の統計基準部会を開催させていただきたいと思っております。

委員、審議協力者の皆様におかれましては、お忙しい中御出席いただきまして、大変ありがとうございます。部会長を務めさせていただきます学習院大学の樫と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日はこちらの会議室に、私の他に、菅委員、宮川臨時委員、西専門委員がおいでですが、それ以外の方々はウェブで参加していただいております。

本日の審議案件は、3月23日の第191回統計委員会において総務大臣から諮問されました日本標準産業分類の変更でございます。今回の審議に当たっての部会の構成員につきましては、参考として名簿をお配りしております。従前からこの部会の構成員でありま

菅委員、宮川臨時委員のほかに、清原委員、清水臨時委員、斎藤専門委員、西専門委員にも部会に御参加をいただいております。

それでは、各委員から御挨拶をお願いしたいと思います。

最初に、清原委員からお願いいたします。

○清原委員 皆様、こんにちは。杏林大学客員教授の清原です。前三鷹市長として、自治体でも産業分類は大変大切な分類でございましたので、そうした経験を少しでも生かせればと思います。どうぞよろしくをお願いいたします。

○樫部会長 どうもありがとうございました。

続きまして、菅委員、お願いいたします。

○菅委員 菅でございます。よろしくをお願いいたします。

○樫部会長 続きまして、清水臨時委員、お願いいたします。

○清水臨時委員 一橋大学の清水でございます。私は、ユーザーの立場でデータを使わせていただいておりますので、そういう視点から少しでもお役に立てればと思います。どうぞよろしくをお願いいたします。

○樫部会長 引き続きまして、宮川臨時委員、御挨拶をお願いいたします。

○宮川臨時委員 立正大学の宮川でございます。今日はどうぞよろしくをお願いいたします。

○樫部会長 ありがとうございます。続きまして、斎藤専門委員、お願いいたします。

○斎藤専門委員 ニッセイ基礎研究所の斎藤と申します。普段は国民経済計算の部会で専門委員として参加させていただいております。よろしくをお願いいたします。

○樫部会長 ありがとうございます。続きまして、西専門委員、よろしくをお願いいたします。

○西専門委員 アビームコンサルティングの西と申します。私も、ユーザーサイドですとか各省の統計作成の立場でお手伝いしておりますので、そのような視点で意見を出ささせていただければと思います。どうぞよろしくをお願いいたします。

○樫部会長 皆様、どうもありがとうございました。審議のほどよろしくをお願いいたします。

この統計基準部会の開催は平成 26 年以來でございます。一昨年に統計委員会の委員が改選されまして、本日はその後に初めて開催される部会になります。そこで、統計委員会令の規定に基づきまして、部会長代理を指名させていただきたいと存じます。菅委員に部会長代理をお願いしたいと思いますけれども、皆様、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

○樫部会長 それでは、菅委員、どうぞよろしくをお願いいたします。ありがとうございました。

では、審議に先立ちまして、私から 2 点申し上げたいと思います。

第 1 点目は、事務的なことでございますけれども、最近の委員会の例に従いまして、事務局による議事と配布資料の紹介は省略させていただきます。

2 点目として、本日の審議は 18 時までを予定しております。ただし、審議内容が非常に多いため、終了時間が前後する可能性がございます。どうぞ皆さん、効率的な議事の進行

に御協力をお願いいたします。

以上、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります。初めは本部会の進め方でございます。事務局から御説明をお願いいたします。

○長嶺総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室統計審査官 事務局の長嶺でございます。それでは、資料2に基づきまして要点のみを説明させていただきます。

まず、資料2ですが、審議スケジュールとして日程を書いております。基本的に3回ほど予定しております。本日の第1回におきましては、ただ今の進め方のほかに、改定内容を共有させていただくということと、第15回改定に向けた課題も紹介させていただきます。それから第2回では、本日頂戴する御意見などを踏まえまして、その対応なり資料なりを紹介させていただく予定でございます。それから第3回目ですが、第2回で議論がおおむね収束する見込みがあれば、第3回で答申文なども含めまして御議論いただければと思っております。これが資料2の主なスケジュールでございます。

それから、事務局より大きな論点を3つほど提示いたします。1点目が今回の改定に際しての課題として、これもさらに3つに分けてございます。その初めが前回の答申における指摘事項の対応、2つ目が第Ⅲ期公的統計基本計画における指摘事項への対応、それから、3つ目としまして10年前に改定されて以来、その後の産業動向の変化でありますとか制度改正に伴う対応につきましての内容でございます。

2番目につきましては、先ほどの課題も含めまして、今回の改定内容が適当なものであるかどうかということでございます。次が先日の統計委員会において委員から発言がございました対応でございます。今回の改定案では分類体系に大きな変更がない一方で、分類の基準を変更しているということですが、それについての趣旨を明確にすべきであり、より適切な記載とするために本部会で検討されたいという内容でございました。

3番目としましては、第15回改定に向けた課題につきまして、さらに留意すべき点などがあるかどうかでして、大きく3つでございます。

以上でございます。

○樫部会長 どうもありがとうございました。ただ今事務局から御説明がありましたように、答申案は6月開催の統計委員会に報告できるようにしたいということでございますので、皆さん、効率的に審議を進めるよう御協力をお願いいたします。

また、統計委員会で川崎委員からいただいた御意見も御紹介いただきましたけれども、この御意見につきましては、この内容を審議する際に、改めて皆さんと議論をしていきたいと思っております。

ただ今、事務局から御説明がありました論点について、特段の御意見があれば御発言をお願いしたいと思います。

清原委員、御発言をお願いいたします。

○清原委員 ありがとうございます。論点について整理をしていただいて、ありがとうございます。今、樫部会長がおっしゃいましたように、諮問に応えて、円滑に着実に効率的に内容をまとめていきたいと思っております。

1つ目の「今回の改定に際しての課題への対応について」ですが、1は前回答申における指摘事項への対応が適当であるか、そして、2番目は第Ⅲ期公的統計基本計画における指摘事項への対応が適当であるかです。それらは、いずれもこれまでの答申の内容を受けてしっかりと取り組んでいく必要があることですので、これを前提にすることは極めて重要だと思っています。

特に私がこの基本計画の中で注目いたしました点があります。今、皆様のお手元にはその資料がないと思いますので読み上げさせていただきますが、『第Ⅳ期の公的統計基本計画』が今年の3月に閣議決定され、その中の「第2の公的統計の整備に関する事項」の5番目として、「統計の比較可能性の確保等の取組」という項目があります。具体的に、「統計ユーザー等に対して、社会経済や報告者の状況に対応した適切かつ比較可能性ある統計を常に提供するとの観点からは、統計基準等の改定や整備は、統計行政における将来にわたる対応として重要である。このような改定や整備は、大規模調査実施のタイミングも踏まえ、時代の変化に合わせ、定期的に行うことが必要である」という記述があります。

先ほど、統計基準部会としては、平成26年以降、久しぶりに開かれたと部会長がおっしゃったものですから、今から私たちはこの論点に従って適切な対応をしていきたいと思いますが、その前提として、やはり常なる準備が必要なのではないかと改めて思いました。私たちは現時点で最善の取りまとめをしていきたいと思いますが、出発点において、同時に日本標準産業分類は、産業動向の変化と制度改正に伴う対応の適当性については、常に検討しつつ準備をしておかなければいけない重要な課題であると思います。出発点でございますので、取りまとめの方向性の中に、「適時適切に産業動向の変化を捉えた取組をしていくこと」を皆さんと確認していきたいと思っています。

それから、もう1点あります。樫部会長が統計委員会の場で繰り返しおっしゃっている大事なことを私も共感しています。それは、「過去の統計データを適切に保存し、そして、現時点あるいは将来の統計との比較可能性をしっかりと担保できるような基盤を作っておく必要がある」とおっしゃっていることです。それと同時に、今回私たちが求められているのは、特にコロナ禍において急速に産業が変革し、海外の事業所を日本に戻す、あるいは、ワンプライスショップなどが目に見える形で増えていますし、オンラインショッピングなども増えています。したがって、5年に一度検討するだけではなくて、常日頃から、毎年、1年ごとに検討することが重要であり、また、統計局でもいろいろ検討されているし、専門家も検討されていることを引き続き継続するなど、今回はその一里塚というか、そのような趣旨を踏まえた答申にならなければいけないと思っている気持ちを披瀝させていただきました。

樫部会長に、今後の課題として書いていただきたい内容について部会の第1回目に発言させていただきました。

いずれにしても、この論点メモの内容に沿って取り組んでいきたいと思っています。よろしく願いいたします。

○樫部会長 清原委員、大変ありがとうございました。産業構造とか経済の変化は非常に速いので、5年に一度検討するのではなくて、常日頃からその変化をきちんと捉えるよう

に検討を進めてほしい、そういう御発言かと思えます。今の御意見をどう反映するかについては、後ほど他の委員の御意見も伺いたいと思えます。この論点について他に御意見のある方いらっしゃいますでしょうか。よろしいですか。

それでは、今の清原委員の御発言については改めて議論することにします。事務局に用意していただいた論点に関しては、皆さんにおおむね異論がないということでございますので、これを参考にしながら、この論点について議論を進めていきたいと思えます。

それでは、2番目の議題について審議を進めたいと思えます。変更の内容の審議です。議事に先立ちまして事務局から御説明がございましたので、よろしく願いいたします。

○目総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室副統計審査官 これから資料3に基づいて説明を行いますけれども、前半と後半に分けて説明させていただきます。前半は、1ページ目の諮問の概要から5ページ目の事業所の定義まで、後半は、6ページから30ページにかけての分類項目の新設から分類項目の名称変更までといたします。そして、それぞれの説明の後に質疑応答の時間を取らせていただきます。なお、一般原則につきましては、議事3の次回改定に向けた課題までの説明と質疑が終わりましてから、その後に改めて審議の時間を設けておりますので、そこで御議論をお願いいたします。また、分類項目の新設については資料上、産業動向を踏まえた新設と制度改正に伴う新設に分かれておりますが、説明は担当省庁ごとにまとめて行います。よろしく願いします。

○樫部会長 どうもありがとうございました。それでは次の議題に移ります。前半の部分について、諮問の概要、今回の改定に際しての課題と対応、一般原則について、事務局から御説明をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○長嶺総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室統計審査官 それでは、先ほども説明ありましたとおり、総論的な部分の資料の1から5ページまでを私から要点を説明いたします。

まず、1ページ目から参ります。「日本標準産業分類とは」の定義を書いております。一言で申しますと、公的統計の相互比較可能性を向上するために、財またはサービスなどが類似した経済活動を産業別に分類したものとなっています。分類の構成としては4層構造になっていまして、大分類が約20項目、中分類が約100項目、小分類が約500項目、細分類、一番細かいものですが、これが約1,500項目という構成になっています。その活用につきましては、国勢調査や経済センサス等での公的統計において活用されています。

今回の改定の目的としては大きく2つありまして、1つは社会経済情勢の変化等を踏まえまして、生産技術の類似性による基準に配慮しつつ、SUT体系への移行に向け、必要な改定に取り組むことが1点目でございます。2点目が、国勢調査や経済センサス等の大規模統計調査において、我が国の経済活動の実態をよりの確に把握するためということでございます。主な改定内容は次ページ以降から始まりますが、大きく3つございます。一般原則の改定が1つ目、2つ目が分類項目の新設でして、今回の改定では細分類として19項目ほどの新設案を用意しております。3点目が項目名の変更等でございます。右下のところのスケジュールでございますけれども、答申を6月頃にいただくことができましたならば、その後、大臣決定、官報告示などを経まして、来年4月からの施行を予定しております。

す。

2 ページ目に移ります。今回の改定に際しての課題でございますが、課題の位置付けとしては4つほどに分けることができます。1つは、前回の改定の答申における指摘事項、これが4事項ほどございます。それから、Ⅲ期公的統計基本計画の課題として2事項ほどございます。それから、前回改定以降の変化に伴う対応として、制度的なものと産業動向に対応するものが11事項ほどございます。

それでは、最初の前回改定時の答申の指摘事項への対応を簡単に紹介いたします。1つ目が分類の基準の妥当性の検討ということですが、これは4ページ目に書いておきまして、改めて説明いたします。3つの基準が箇条書で書いてございまして、その分類の基準と国連が定めております標準産業分類の記載内容を比較して、その妥当性を検討するということとして、今回の対応としましては、現行の基準が需要側と供給側が混在しており、また不明瞭な点もあるので、供給側の視点が明確になるよう修正したというものでございます。

2つ目が、第12回改定時に設定された2つの項目です。それは、無店舗小売業、管理・補助的経済活動を行う事業所の2つでございます。これらについて、経済センサスの結果等によって検証などを行うこととして、平成28年の経済センサスの結果などで精査しましたところ、それらの分類に関する疑義件数や訂正件数の割合はいずれも低く、それらの内容に大きな問題はなかったことを確認いたしました。

それから、調剤薬局の名称の検討ですが、これは法令に基づく名称ではない「調剤薬局」という名称が今、項目名としてありますが、統計調査の実施上の観点を踏まえて検討するということです。令和元年に根拠法が改正されており、その中に「薬局」という名称が明記されておりますので、それを今回の分類項目名の名称として引用して修正しております。

それから、レッカー車業の新設の検討ですが、これは前回改定時には、量的にどの程度の規模かが分からなかったという課題がありました。今回、業界中心に実態把握を行いまして、国際分類も参考にして位置付けることになりました。ちなみに、このようなレッカー関係の業者は24時間体制を敷いている割合が9割以上あり、また、自治体と災害協定を結んでいる割合も非常に高いということで、そのような社会的影響も考慮して位置付けることにしております。

3 ページ目に移ります。Ⅲ期公的統計基本計画における課題と対応ですが、1点目が生産技術の類似性の観点からの検討でして、これもSUT体系への移行を背景にしたものですが、生産技術の類似性による基準に配慮して見直すというものです。その観点から全体を見直すことに困難を伴いましたので、検討の過程では、製造業等の4つの分野を対象にしまして、生産技術の類似性の観点からの考え方の整理や試行を行いました。その結果を課題としてまとめております。

それから、2つ目の専従の労働者等が存在しない法人等につきまして、登記を要件にすることにより、統計調査の目的によっては、専従の役員・労働者等が存在しないが収益がある法人等を事業所に含めて取り扱うことができるという特例的な事業所の定義を追加してございます。これは5ページ目にも書いておりますので、再度説明いたします。

3つ目の前回改定以降における産業動向の変化と制度改正に伴う対応でございます。産

業動向につきましては、食料品スーパーやペストコントロール業などの9つの細分類を新設するというごさい。それから、制度改正に関係しましては、学校教育法に伴う義務教育学校などの10の細分類を新設することとしてごさい。その他は形式的な変更ですので説明は省略させていただきます。

それでは、4ページ目に移ります。課題としましては、先ほども少し触れましたけれども、需要側と供給側それぞれの観点からの基準が分類の基準に混在していること、優先すべき事項を示す観点から記載順を検討する必要があること、国連が定める標準産業分類の記載順と異なることが大きな課題として指摘されておりました。現行の記載内容を見ますと、左下の箇条書きの部分において、(1)で「生産される財又は提供されるサービスの種類」として、これは需要側の視点の基準を書いております。それから、(2)が「財の生産又はサービス提供の方法」でして、いわゆる生産工程の基準として位置付けられてごさい。それから、(3)が「原材料の種類及び性質」でして、生産工程の初期段階における原材料を基準とした分類基準として位置付けられておられます。そういう意味で、需要、供給、供給という順番で書かれている状況でごさい。

それに対応する案としましては右側に記載しておりますように、(1)としまして、「生産に投入される財又はサービスの種類」として、供給側の最初の段階である原材料等の基準を位置付けているということでごさい。それから、(2)の順番は変わりませんが、表現を整理し、「財又はサービスの生産方法」として記載してごさい。それから、(3)が需要側になりまして、「生産される財又はサービスの特徴」と変更した内容になってごさい。

5ページ目に移ります。Ⅲ期公的統計基本計画にこの課題が位置付けられた理由としまして、当時の議論を確認しましたところ、事業所母集団データベースの企業数が法人企業統計より少ないので、結果的に本来カバーすべき対象を捕捉し切れていないのではないかという議論があったと分かりました。そういうことで、今回の専従の役員・労働者等が存在しない法人等に関する日本標準産業分類上の整理をせよという課題でございました。

事業所の定義は、大きく2つに分かれてごさい。前半の一般的な内容と後段の特例的な内容を書いている部分でごさいまして、今回、改定案の下に(9)とありますけれども、特例的な内容を書いている事業所の定義の最後の部分に、(9)のように、「統計調査の目的によっては、登記上の役員等は存在するが、設備を専有していない法人等も事業所とする」ということのように今回位置付けることにしております。こう書いた理由を説明します。事業所の定義には、人及び設備を有するという要件がありまして、法人等の設立の際には人は制度上の位置付けが明確にあります。例えば、不動産業におけるSPC、いわゆる特定目的会社などを想定しており、主に不動産証券化の業務などを行っている場合は、会社が設立されて商業登記されるということまで分かっていますので、登記は役員等が必須条件になっていますが、設備が本当に実在するかどうかは分からないということと、また設備を必ず専有しているかどうか分からないということがありますが、統計調査の目的によってはそのような法人も対象とできるというような特例としての位置付けでごさい。そういう選択肢を増やしたという改定内容でごさい。

以上が1ページ目から5ページ目までの総論的な内容でございます。

○樫部会長 どうもありがとうございました。ただ今の説明について御質問と御意見をお願いしたいと思いますが、一般原則の中で、分類の基準の部分につきましては、統計委員会での諮問の際に川崎委員から御意見がございましたので、特に丁寧に議論する必要があると考えております。今日は審議事項が非常に多くありますので、それらを議論していると、全体を説明していただくことができないかと思っております。この場では御発言をいただきたいと思いますが、議論は議事が3まで一通り審議が終わった後に改めて時間を設けます。そこで時間の許す限り議論していただいて、もしまとまらなければ、次回以降に改めて議論し続けていくことにしたいと思います。

それでは、今御説明いただきました部分につきまして、御意見、御質問をお願いしたいと思います。皆様、よろしくお願ひいたします。

では、菅委員、お願ひいたします。

○菅委員 私も、統計委員会では川崎委員からの御指摘をお聞きしました。基準が変わっているのではないかという点なのですが、分類の基準の3項目がありますが、その順序が変わっただけなので、基準が変わったとまでは言えないのではないかと思います。優先づけの順序は確かに変わっているようには見えますが、基準が変わったとまでは言い難いところがあると思います。また、順序を変えた理由としては、国際産業分類の順序と違っていることです。もともと産業分類の目的は、比較可能性を高めるということが目的です。その比較可能性に関して述べると、国内における様々な統計間において分類が違っていると利用し難く、また、国際的にも国によって分類が違くと比較できずに困るので、共通した分類項目の設定により比較可能性を高めるわけです。

この順序が違ってくると何が問題かという点、日本と国際標準産業分類と違くと、それにより誤解されることが一番懸念されるわけです。つまり、国際的に見ると、日本はまた特異なことをやっているように見えてしまうわけです。だから、分類の基準の記載順は順序であり、プライオリティーかと言われると、厳密に言うと少し違うと思います。各産業によって何を優先するかという感じではなく、一番適切なものを選んでいくという感じなので、私の意見として、一つは、これにより基準を変えたとまでは言えない。確かに順序は変えているが、それは国際比較可能性を高めるために、そして誤解を招かないための配慮であること、もう一つは厳密にこの順序でプライオリティーを付けているわけでもないのに、そこには少し誤解もあるかと思っております。そういう意味でいうと、この原案で基本的にはいいのではないかと思います。

ただ、最後の点、1番、2番、3番というのはプライオリティーづけと誤解される可能性はあるので、例えばポツ（・）にして、1、2、3という数字を付けないことは一つの選択肢としてあり得るのかなと思います。国際的な順序と違うというのは、逆にガラパゴス的に見えてしまうので、それも具合が悪いわけです。これまであまりそれが気にならなかったのは、今回、SUT というのが大きな課題があり、産業連関表が国際基準に合わせてSUTに移行する方向で動いているものですから、SUTと関連する産業分類と生産物分類が国際基準にきちんと合っていないと具合が悪いというのはあります。そういうことを考える

と、基本的には原案でいいような感じがします。もう一つの考え方として、ポツだと思えます。誤解を招くから、1、2、3の記載を止めるという選択肢はあり得ます。あるいは、1、2、3と書いておいて、ただし、これはこの順序に従って格付しているわけではないと補足するか、どちらかだと思えます。国際的なものと順序があえて違うというのは、日本がガラパゴス的に見えてしまうのでやめた方がいいと思えます。

○**樫部会長** どうもありがとうございました。ほかに御意見があれば、よろしくお願いたします。

宮川先生。

○**宮川臨時委員** 今の御意見は分類の基準の話だと思えますが、それは今は発言しない方がいいのでしょうか。

○**樫部会長** 互いに議論をするという形ではなくて、取りあえずそれぞれの御意見をおっしゃっていただければと思います。

○**宮川臨時委員** この段階で言ってよろしいわけですか。

○**樫部会長** はい。

○**宮川臨時委員** それでは、私からも分類の基準について考えを述べさせていただこうと思えます。この原案でいいと思っているという意味では菅先生と同じだと思えます。プライオリティーが実は結構重要な部分です。というのは、3ページの話ですが、もともと供給サイドから、生産技術の類似性の観点から検討するということが、第Ⅲ期公的統計基本計画における課題として与えられているわけです。産業分類の実態を見ても、かなり生産サイド、つまり供給サイドから実際に分類されているものは多くあるわけです。

また、国際的な観点からの比較可能性は非常に重要だと思うのですが、その観点でも、先ほどここに映していただいていた資料3の記述を見ていただくと、これについては誤解を受ける記述と思うところがあります。NACEの記述です。NACEの記述を見ますと、3つありまして、1番目に財とサービスの特徴として、需要サイドの分類基準が1番最初に記載されていて、2番目も財とサービスの用途、3番目が生産技術となっています。これはグループとディビジョンの区分2と書かれていて、右側の関連する記載で、クラスとは異なりと書いてあるわけですが、これは、NACEでのクラスは日本標準産業分類の細分類です。

そういう意味でいうと、第45から引用と書いてあって、第44の前の記述に関しては、クラス（細分類）については生産技術側で分類しますということがはっきり明示されているわけです。第1の基準として最も細かいクラスは生産技術側ですと書いてあります。そして、それより粗い分類であるグループとディビジョンについてはこのような形ですという話になっているので、資料の記載がこれだけだと誤解を招くのではないかということですね。それからNACEですと、実はクラスであっても項目数が多分600弱ぐらいしかないと思うので、そうすると日本では小分類より少々細かいレベルぐらいというか、小分類レベルという感じなので、ここに出てくるグループとディビジョンというのは、日本標準産業分類に当てはめると中分類、大分類に関してはというようなイメージに近いのだらうと思えます。その辺りは誤解がないようにした方がいいと思えます。また、北米分類、NAICSが出てないのも不思議ですが、NAICSは完全に供給サイドということを行っているわけです。

そういう観点から、また、産業分類の実態から考えても、さらに日本標準産業分類の前回改定時には存在しなかった生産物分類が今回整備されたこと、特に生産物分類は完全に需要サイドの分類になっているということを考えますと、先ほど菅先生からもお話あったSUTという観点から言っても、生産物分類は需要サイド、産業分類は供給サイドからの基準が望ましいこともあるわけです。そのように総合的に考えると、やはり今回の案において私は番号を付けていてもいいのではないかと思います。私は賛成であるということを経初に意見として述べさせていただきたいと思います。

以上です。

○**樫部会長** どうもありがとうございました。

それでは、清原委員、御意見ございますか。

○**清原委員** ありがとうございます。清原です。ただ今、先生方がそれぞれ今回の対応の視点と意義についてお話ししていただきました。私も今回の方向性というのは、ただ今御説明していただいた内容が適当ではないかと受け止めさせていただきました。

1つ、今回御説明していただいた内容に関連して、問題の所在を提起させていただきたいと思っています。それは、今御説明いただいた資料の4ページの主な改定内容、一般原則「分類の基準」の2つ目の事項ですが、改定案として、「本分類は、事業所で行われる経済活動、すなわち産業を主として以下のような分類の基準に着目して区分し、体系的にまとめたものである」と「事業所」という言葉をきちんと使っています。そして、5ページにも、改定案として「事業所の定義」の中に9項目を置くということで、事業所の把握を的確にするような改定の方向が示されています。

そこで、問題の所在なのでございますけれども、ただ今の御説明の根拠となることだと思う資料1について、気になる記述がありますので問題提起したいと思います。資料1は、諮問の内容なのですが、別紙の日本標準産業分類第14回改定案の一般原則の第1項は「産業の定義」とあります。第2項は「事業所の定義」として書かれております、9項目も含めて。そこで、次に「分類の基準」、「分類の構成」となりまして、この後、第5項に「分類の適用単位」という項目があります。先ほど「産業」について定義がされ、「事業所」について定義されていますが、第5項の中には他の概念が出ています。「本分類を適用する単位は、一事業所ごとである」、これはよろしいわけですが、その後に「なお、個人に本分類を適用する場合は」というように、「個人」というのが出てまいります。次に、「個人の属する事業所を単位とする」、これでまた「事業所」が出てきますから、そういうことと思いますが、その後です。「また、事業所及び個人以外、例えば企業等に適用する場合は、事業所の場合に準じて行うものとする」と書いてあります。この場合の「企業等」というのは、「事業所」とどう関連する概念なのかについて、これまでに定義がないものですから、第5項の分類の適用単位というまとまりの中では分かりにくいと思いました。

先ほど、現状に即して「事業所」についても実態をよりよく把握できるように定義をしているわけですので、それに関連して、この第5項の記載の仕方について検討課題として含めてはいかかかなと思いましたので、問題提起をさせていただきます。

以上です。ありがとうございます。

○**樫部会長** どうもありがとうございました。産業分類の一般原則に書いてある第5項に、個人や企業という記述がいきなり出てきて、ここが非常に分かりにくいという御指摘だと思いますけども、これはこの後どうするか、また改めて議論したいと思います。

○**清原委員** すみません、よろしくお願ひいたします。

○**樫部会長** ありがとうございます。

続きまして、清水委員、手が挙がっておりますので、よろしくお願ひいたします。

○**清水臨時委員** ありがとうございます。私は、先ほど申し上げたようにユーザー側の立場ですが、経済測定を多少研究している者として、今回の改定案の方が分かりやすいという感じはしました。我々のように、経済測定を担う立場としては、何らかの形で投入された財を生産関数の下で集約していきまして、最後はGDPのようなものの中に落とし込んでいく作業をしていくわけでありまして、測定という立場から見たときに供給サイド、一応、三面等価と教科書的には言いますが、やはり測定という立場は生産性を測定していきます。その中で投入される財、サービスを見て、その中で設備や技術のようなものを考慮して、そしてKFPなるものを測定していくわけです。分類の基準のこの順序を見たときに、分かりやすいと直感的に感じたのは、そのような生産関数から入った上で、需要側はどうしても所得や消費の測定が非常に困難ですので、統計を作る立場から見たときに、この順番の方が測定しやすいというのが直感的な考え方になります。

また、前の統計委員会担当室でお世話になった時、ちょうどSUTの体系への移行という作業をしている最中だったものですから、それに関わった者としても、やはり国際比較を目指してSUT体系に移行していくわけでありまして、そのような体系の中で見たときにも、この並びの方が分かりやすい。我々、原理原則とは何が重要かということ、国際間でのいわゆるクロスセクションの比較可能性、過去との接続も大事ですが、これから未来に向かっていったときの1年間の比較、いわゆる成長率になってくるわけです。いかに我々はその誤差を最低限とし、また拡大しないように、願わくばそれをさらに縮小していくようにすることを考えていったときに、生産技術がこれから多様化し、高度化していく社会において、我々が産業分類を考えたときに、やはり生産サイド、供給サイドをしっかりと押さえていくということは極めて重要な課題だと思っています。また、ユーザーからして使いにくい細かいところは御指摘させていただきたいと思っていますけども、そういう立場で見たときに、この並びは分かりやすいと感じます。

また、事業所の定義についてですが、SPCまたは特別目的会社やTMKというようなものを使いながら証券化を進めていくわけですが、これから産業がそのような新しい会計の中で経済活動と所在が異なる、またはペーパーカンパニーではありませんけども、法律の中でそのようなものを設立する傾向というのは、不動産の証券化に限らず、多様な形が出てきておりますので、その活動が把握できないのでは非常に大きな問題を起こすことが分かります。証券化が始まってもう20年たっていますので、事業所の定義がようやく今そこに追いつくというのは望ましいことだと思って聞いておりました。

以上でございます。

○**樫部会長** どうもありがとうございました。まだいろいろ御議論があると思いますが、

取りあえず御意見のある方に御発言をお願いして、議論は後ほどしたいと思います。ほかに御意見のある方いらっしゃいますでしょうか。

それでは、この一般原則については後ほど議論することにして、諮問案の説明を先に進めさせていただきたいと思います。

それでは、続きまして、資料3の2以降の御説明を引き続きお願いいたします。分類項目の新設、分類項目の名称変更等について審議をしたいと思います。では、それぞれ御担当の省庁からお願いしたいと思います。

初めに、経済産業省の方から御説明をお願いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

○守谷経済産業省大臣官房調査統計グループ統計企画室長 経済産業省調査統計グループ統計企画室の守谷です。よろしく申し上げます。7ページの電気炉・電熱装置製造業の新設です。現行JSICの細分類、その他の産業用電気機械器具製造業に、例示として電気炉製造業、電熱装置製造業（窯炉用）が含まれています。カーボンニュートラルに向けて、燃料を燃焼させて加熱する燃焼炉から、電気で加熱する電気炉への転換を見据えた業界動向を正確に把握する必要がありますが、現行のJSICでは電気炉・電熱装置のみを単独で実態把握することが困難であるため、電気炉・電熱装置を2923、電気炉・電熱装置製造業として新設するという内容です。電気炉・電源装置製造業の8ページ下の表にありますように、一定以上の事業所数があり、新規立項に必要な量的基準を充足しております。

続きまして、ページが飛びますが、20ページの醸造酒類製造業の新設です。酒類間の税負担の公平性の観点から平成29年に酒税法が改正されており、JSICの酒類製造業の細分類の定義を酒税法に合わせて改定するという内容になります。現行JSICでは、果実酒、ビール類、清酒、蒸留酒・混成酒の4つの細分類に分類されていますが、酒税法では製法や性状などにより、発泡性酒類、醸造酒類、蒸留酒類、混成酒類の4種類に分類されています。酒税法に合わせると、果実酒及び清酒はJSICの細分類項目ではなくなるようになりますが、廃止の量的基準には該当しないため、統計の継続性も踏まえ、酒税法の4種類とは別に細分類項目として存続させるという内容です。

続きまして、22ページの発電業、送配電業です。電力小売の全面自由化や送配電部門の法的分離などの電力システム改革に基づく電気事業法の改正に伴い、電気事業者を現行の事業実態に即して、発電部門、送配電部門、小売部門などといった供給形態を反映した分類項目を設定するという内容です。

続きまして、24ページのガス小売業です。ガス小売の全面自由化などのガスシステム改革に基づくガス事業法の改正に伴い、ガス事業者の現行の事業形態に即して、製造部門、導管部門、小売部門といった供給形態を反映した分類項目を設定するという内容です。

当省からの説明は以上であります。よろしく申し上げます。

○樫部会長 どうもありがとうございました。御質問ですが、後でまとめて受け付けたいと思いますので、各省からの全ての説明を先にお願ひしたいと思います。

引き続き、国土交通省の方から御説明をお願いいたします。

○武藤国土交通省自動車局貨物課専門官 国土交通省自動車局貨物課の武藤と申します。

9 ページのレッカー・ロードサービス業について説明させていただきます。レッカー事業、こちらにつきましては、車両の事故や故障等が発生した際、当該車両の緊急排除や被災地における道路啓開の支援業務というものを実施している事業になります。9 ページ一番上、現状・課題というところですが、現行 JSIC の位置付けでは、細分類「他に分類されないその他の事業サービス業」の内容例示としての明示にとどまっております。前回の改定時の課題とされましたところが、レッカー事業についてはその実態把握が十分にできていないこと、それと、今後関係府省において引き続き情報収集を行った上で、細分類項目の新設の適否を検討することは適当であるとされておりました。なお、その際には、国際比較の視点から、上位分類の妥当性も含めて検討を行う必要があるといった指摘もいただいております。

この対応としまして、アンケートを実施させていただきました。このアンケートの結果、専業として一定以上の事業所数、従業者数を把握できたこと、それと、ISIC や NAICS を参考にさせていただき、小分類を 489 「その他の運輸に附帯するサービス業」の細分類として新規立項を検討いただければという形にまとめさせていただきました。

以上となります。

○**樫部会長** どうもありがとうございました。

引き続き、事務局から御説明をお願いいたします。

○**長嶺総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室統計審査官** 11 ページ目から 13 ページにかけて、中分類 56 の再編・ワンプライスショップ等の新設に関して簡単に説明いたします。

現行 JSIC では業態別小売業、例えばコンビニとかドラッグストアとか、多種多様な品目を扱う小売業が実は 3 つの中分類に分かれております。12 ページ目の左側下の表を見ていただければと思いますが、中分類 56、58、60 と 3 つに分かれて分類が位置付けられておまして、一方で、これはほかの単品を中心とする小売とは販売戦略などが異なるものですから、これらの扱いを検討しました。参考にしましたのは ISIC、国連の標準産業分類ですが、資料の 11 ページ目の右下に書いてございますけども、非専門店小売業という 471 というグループと 472 という専門店と 2 つに大別してございます。こういうのを参考にしまして、コンビニとかドラッグストアなどの非専門店小売業の実態をよりの確に把握するために、今回、中分類 56 に集約することを基本としました。

それに併せまして 12 ページ目ですけども、1 つは、先ほど清原委員からも御発言がありましたとおり、ワンプライスショップを併せて新設しております。いろいろとデータを調べましたところ、これまでワンプライスショップは、他の用品、つまり雑貨の小売業でありますとか荒物小売業といった分類に散在しているような傾向がございましたので、それを「ワンプライスショップ」と項目を立てまして、そこで集約するというところでございます。それから、百貨店、総合スーパーも、これはそれぞれ業態が異なるのでございますので、それらを分けて、百貨店、総合スーパー、コンビニ、ドラッグストア、ホームセンター、ワンプライスショップといった 6 つを中分類 56 の一つの分類項目の下に集約して、それぞれを把握できるようにしたという改正内容でございます。

参考までに 13 ページでございますけれども、売上げを左側に、店舗数を右側を書いております。売上げだけで見ますと、百貨店がこの 20 年ぐらいの間はかなり減少してしまっていて、それにちょうど入れ替わるように、コンビニでありますとかドラッグストアなどの売上げが伸びてきている状況でございます。また、店舗数につきましては、少しグラフが見にくい部分がありますが、やはりコンビニとかワンプライスショップ、ホームセンター、ドラッグストアの伸びは大きいことが見てとれます。

以上でございます。

○**樫部会長** どうもありがとうございました。

続きまして、農林水産省から御説明をお願いいたします。

○**須山農林水産省大臣官房統計部統計企画管理官付統計企画班管理官補佐** 農林水産省でございます。それでは、食料品スーパーにつきましてご説明させていただきます。現行の各種食料品小売業におきましては、各種食料品を扱う食料品スーパーから土産物等の小売店まで幅広く小売りする事業所が含まれています。このうち食料品スーパーにつきましては消費者の利用頻度が高く、日常生活に必要不可欠な食料品を提供されており、社会的にも認知され、その動向は国民生活への影響も大きいことからその実態把握は政策上重要と考えておりますので、各種食料品小売業を細分類して食料品スーパーとその他の各種食料品小売業を新設するというものでございます。

続いて、施設給食業務につきまして御説明をさせていただきます。現行の配達飲食サービス業におきましては、デリバリーを行う配達飲食サービス業と、学校、施設等において調理した飲食料品を提供する施設給食業が主な産業として含まれております。このうちデリバリーを行う配達飲食サービス業につきましては、コロナ禍を背景に市場規模が拡大してきておりますので、そこを明確に把握したいということで新規の立項をしたいと考えております。具体的には、改定案にございますように、配達飲食サービス業から施設給食業を独立させて新設をするということでございます。

次のページでございますけれども、参考といたしまして、金額ベースにおきましては、新規立項に必要な十分な量的な部分を充足していると考えておりますので、御参考として見ていただければと思います。

説明は以上になります。

○**樫部会長** 農林水産省の御担当の方、ありがとうございました。引き続き厚生労働省の方、御説明をお願いできますでしょうか。

○**渡邊厚生労働省政策統括官（統計・情報政策、労使関係担当）付参事官（企画調整担当）付審査解析室長** 厚生労働省審査解析室の渡邊と申します。それでは、厚生労働省からペストコントロール業及び介護医療院の新設について御説明させていただきます。

最初に、ペストコントロール業について、18 ページを御覧ください。まず、ペストコントロール業の概要と JSIC における現状の課題についてでございます。ペストコントロール業とは、人間にとって有害な生物等の活動を、人間の生活を害さないレベルまで制御する事業です。具体的には、害獣や害虫の防除や駆除、細菌、ウイルスの消毒、衛生管理等を行っております。しかし、現行の JSIC におきましては、ペストコントロール業に明確に

該当する分類が立項されておらず、大分類Pの「医療、福祉」の中の「消毒業」であるとか、大分類Rの「サービス業（他に分類されないもの）」の中の「ビルメンテナンス業」、「その他の建物サービス業」の一部として分類されているものと考えられます。今申し上げました3つの分類につきましては、ペストコントロール業の一部に過ぎず、ペストコントロール業全体を包括する分類が存在しておらず、統計調査の際に回答者の業種選択が困難となり、業界の実態把握が困難な状況となっております。

続きまして、19ページの表を御覧ください。こちらの表でございですが、平成29年から令和3年までの5年間のペストコントロール業の事業所数と従業者数を示したものでございます。事業所数と従業者数ともに安定的に増加しております。いずれも上位分類に対しまして10%以上の産業規模となっており、量的基準を満たしているところです。また、昨今、コロナ禍におきまして、社会全体で公衆衛生に対する意識、関心が高まっており、今後もその傾向が続くことが予想されます。このようなことから、ペストコントロール産業の成長が見込まれているところでございます。

そこで、今回の改定でございですが、ペストコントロール業の実態把握が可能となりますよう、改定案のとおり、大分類Rの「サービス業（他に分類されないもの）」の中に細分類としてペストコントロール業を新設したいと考えております。ペストコントロール業の対象でございですが、建築物に限定されず、屋外の公園であるとかイベント会場、港湾施設など多岐にわたるために、922の「建物サービス業」ではなく、929の「他に分類されない事業サービス業」の中に位置付けることが適切であると考えています。なお、ペストコントロール業の新設に伴いまして、特に産業規模が小さい大分類P「医療、福祉」の中の「消毒業」については廃止することといたします。

続きまして、飛びますけれども、28ページ、介護医療院を御覧ください。こちらは、制度改正に伴う細分類の新設でございします。平成29年の介護保険法改正により、介護医療院が新設されたことを受けまして、介護医療院として新設したいと考えております。この介護医療院でございしますが、要介護者であって、主として長期にわたり療養が必要である者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護など必要な医療や日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設となっております。本施設につきましては、介護保険法におきまして、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設などと並んで位置付けられているところです。

新設の理由としましては、まず、平成30年の法施行後、施設数が単調に増加しているところであり、また、現行の介護療養型医療施設につきましては、令和6年4月までに順次、介護医療院に移行する予定となっております。今後も増加が見込まれているところです。以上によりまして、細分類として新設したいと考えております。

厚生労働省からは以上です。

○**樫部会長** ありがとうございます。

引き続きまして、文部科学省から御説明をお願いいたします。

○**宗近文部科学省総合教育政策局調査企画課課長補佐** それでは、文部科学省から説明させていただきます。よろしくをお願いいたします。

文部科学省から制度改革に伴う対応についてでございます。義務教育学校につきましては、平成28年4月に学校教育法が改正され、新たに制度化されたものでございます。こちらにつきましては、1人の校長の下、1つの教職員組織が置かれ、義務教育の9年間の系統性を確保した教育課程を編成・実施する学校でございます。このことから、今回の改定におきまして、小分類813の項目名に、既存の中学校に加えて義務教育学校を追加し、細分類8132に義務教育学校を新設することを御提案いたします。

以上、よろしくお願いたします。

○**樫部会長** どうもありがとうございました。

引き続き、事務局から説明をお願いいたします。

○**長嶺総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室統計審査官** 30ページ目を御覧ください。分類項目名の名称変更として3点ほど示してございます。

1点目はでんぷん糖類製造業ということですが、現行の細分類が、「ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業」となっておりますが、いずれもでんぷん由来の糖類として共通していますので、それが明確に分かるように「でんぷん糖類製造業」と修正するというごさいます。

2つ目の薬局につきましては、先ほど御説明したとおりでございますので、ここでの説明は省略いたします。

3つ目の建物等維持管理業でございますが、現行が「建物サービス業」という名称になってございまして、サービスの内容がどこまでどの範囲を指すのか必ずしも明確ではないので、実態の業務内容を厚生労働省とも相談した上で、建物等維持管理業ということに修正してございます。

以上です。

○**樫部会長** どうもありがとうございました。

それでは、今の御説明につきまして、まとめて御質問や御意見を言っていただければと思います。

菅委員、どうぞ。

○**菅委員** 御説明ありがとうございました。今、1点気がついたのですが、「スーパー」という言葉が出てきますが、正式にはスーパーマーケットです。産業分類としては、スーパーマーケットでないかと思ひます。とひひますのも、もう一つ、コンビニエンスストアと書いてあります。こちらは「コンビニ」と略してひひない。そのため、おそらく、産業分類としては、正式名称でなければ具合が悪いのではないかと今気がつきました。

○**長嶺総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室統計審査官** 今、御指摘のあつた発言のとおりと思ひますので、農林水産省とも相談の上、そのような方向で考えたいと思ひます。ありがとうございました。

○**樫部会長** ほかに御意見、御質問のある方いらっしゃひますでしょうか。

○**萩野総務省政策統括官（統計制度担当）付統計委員会担当室長** 担当室から1つよろしいでしょうか。担当室、萩野です。18ページのペストコントロール業ですが、これが改定案だと、「他に分類されなひ事業サービス業」の一つの更に細かい分類として位置付けられ

ているのですが、考え方として、「他に分類されない」云々というのは、何か特定された後で最後に出てくる残差だと思います。残差が出てきて、さあ、それで終わりと思ったら、その細項目が出てくるという、この順番で大丈夫なのかというのが1つ質問です。

○長嶺総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室統計審査官 御指摘の点につきまして、どこに位置付けるかを厚生労働省と議論しましたけれども、例えば建物の中の消毒を行ったりするほか、先ほど説明ありましたとおり、港湾施設の周辺でも消毒を行ったりするなど、位置付けが明確にふさわしいというところがなかなかなかったものだから、最適なところよりは次善の位置付けとしておかしくないようなところとして、この「他に分類されない事業サービス業」のところに位置付けざるを得なかったという状況でございます。

○萩野総務省政策統括官（統計制度担当）付統計委員会担当室長 「他に分類されない」が残差ではないかということについては、分類の考え方としてはどうですか。

○長嶺総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室統計審査官 分類上は、「他に分離されない」という名称で、確かに残渣のように聞こえますけれども、他に分類されない項目であっても、ペストコントロール業のように具体的な名称などが多々分類されているのが実態でございます。

○樫部会長 要するに、ほかにも「他に分類されない」という中に小項目になっているものがあるということですね。

○長嶺総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室統計審査官 その他の名称として、具体的な項目が位置付けられている例があります。

○樫部会長 なかなか置き場所がないものが、仕方がないからここに置かれているというものが結構あるということですか。

○長嶺総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室統計審査官 平たく言うと、そうなります。

○萩野総務省政策統括官（統計制度担当）付統計委員会担当室長 「他に分類されない」というのが、用語の使い方として特に残差ということの意味するものではないということですね。

○長嶺総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室統計審査官 実態としては、それ以外に近い概念として整理してございます。

○樫部会長 だから、同種の小分類の中で、上にある小分類の中にはないものということですね。

○長嶺総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室統計審査官 そのとおりでして、それまでの中分類になかったものを「その他」の名称で位置付けていると理解していただければと思います。そういう意味では、名称のあり方に若干課題があるかもしれません。

○萩野総務省政策統括官（統計制度担当）付統計委員会担当室長 分かりました。

○樫部会長 よろしいですか。ほかに御意見等ございますか。

清原先生、どうぞお願いいたします。

○清原委員 1つ質問です。今回提案していただいている中には、災害等が多く、公衆衛

生の観点や災害復旧の観点から提案されているものがあると改めて再確認しました。

10 ページの、「レッカー・ロードサービス業」について伺います。この重要性については、列挙されているとおり、車両の事故だけではなくて、災害対策基本法の中での活動、例えば、大雪の被害ですとか水害の被害ですとか、大きな影響をもたらすときに、こうした事業は必要ということは分かりますが、いわゆる JAF 以外にそんなに増えているのかという素人としての印象があります。社会的な意義、それから国際分類における位置付けとの関係で、この「レッカー・ロードサービス業」を位置付ける必要はあると思いますが、実際に産業としての特徴や位置付けなど顕著な動向があれば、補足説明していただくと心強いです。よろしく願いいたします。

○**樫部会長** それでは、国土交通省の方に御説明をお願いいたします。

○**武藤国土交通省自動車局貨物課専門官** 国土交通省の武藤です。今、手元にそのような資料が用意できてないのでお話だけになってしまうのですが、レッカー事業については、一般の乗用車だけではなくて、例えばバスやトラックなどのような大きな車を運ぶ、それが牽引できるような車両なども用意されています。災害時でないで一斉に見るということがなかなかないですが、事業者の規模としては、今回のアンケート結果でも、専門の数として、事業者数として 1,057 と示させていただいています。一定程度世の中には存在しているという実態があります。

雑駁ですが、以上となります。

○**清原委員** ありがとうございます。命に関わる災害対策であるとか、そういう中で民間の皆さんが自治体と連携をしながら活動していただくのはとても重要なことだと思うのです。災害などは多発してほしくはないのですが、いざというときに用意しておかなければ対応できないということでもあるので、この「レッカー・ロードサービス業」というのは、平時の活躍も含めて、災害時のために育成が必要な領域なのかもしれません。先ほどの公衆衛生に必要な「ペストコントロール」もそうかもしれません。何もなければいいですが、いざというときのための備えも必要なので、今日はそういう幾つかの問題提起によって、社会における公益的な取組をする事業について、産業分類を再構築する中で着目していただいたのかと思います、それは一つの意義ある視点で検討していただいたと思います。今日、たまたま「レッカー・ロードサービス業」について質問させていただきましたが、全体としてそのような印象を持ちました。「危機管理」の視点というのも、「環境保全」や「生活保障」、「福祉」の領域と同じように必要なジャンルなのかもしれないと思いました。ありがとうございます。

以上です。

○**樫部会長** 清原委員、どうもありがとうございました。ほかに御意見がある方、よろしく願いいたします。

宮川委員、どうぞ。

○**宮川臨時委員** 私自身は、この新規立項の具体的内容に基本的には異論はないです。ただし、関連して1つは量的基準について言及します。19 ページに量的基準が出ていて、現状ですと、直近上位分類の 10%を超えれば新規立項できるとなっています。これは国内の

事業所数か従業者数か生産額等を基準としているわけですね。これは昔から適用されていると思います。これについて、衰退している産業だと上位分類の金額が小さいが、成長している産業だと非常に大きくて、そうすると10%という金額も桁が違うというようなケースになります。衰退産業は細かいものが比較的新規立項しやすいのに対して、規模が大きい、成長している産業は粗くなることを旧密新粗として聞いたことがあります。後は、先ほど冒頭で話が出たように、コロナによって、例えば今まで国内で製造していなかったけれども、そのような産業がまた国内に戻ってくるようなケースにおいては、逆に今度は量的基準によって廃止されていることもあり得るわけです。

そうすると、国内生産規模が少なくなったから産業分類から廃止し、それで産業としても消えるのでは困るわけです。つまり国内の需要は存在しており、国内生産がなくて、海外で生産したものを輸入しているのであれば、それはやはり把握すべきであると思います。単純な生産額の規模で決めるのではなく、社会的な重要性とか制度との兼ね合いなども考えると、量的基準に関しては今後の課題になると思います。どのような基準を持つことが適切なのか、特に冒頭の分類の概念に合っていることが必要であり、結局、金額さえ多ければ、どんなものを寄せ集めても新しい分類になることは困ることになります。やはりここは一つ、今後の課題としてチェックしておくポイントであることを今お話を伺っていて思ったのが1点です。

もう1点は、今回、サービス業において特に細分類でいろいろな分類を立てていただいております。それ自体は必要に応じて適切な分類を立てるので、もちろん賛成ですけれども、果たしてそれが今後、例えば経済センサス活動調査等で調査するときに、サービス業だと企業単位でしか取らないことのほか、金額はどうかというようなことになってきたときに、それらが本当に細分類として活用されているのかどうかというのは気になる点でございます。また、粗い分類しか調査しないような傾向になっている部分もあると思います。最終的な決定はもちろん調査主体が決めることではありますが、産業分類を作る段階で、細分類を立項してもきちんと活用されているかどうか、活用されてなければ意味がないので、そのような部分も今後の課題としてチェックをしていくことは必要なんじゃないかと思いました。

というわけで、本筋とは少しずれた話ではありますが、2点ほど今後の課題のような話をさせていただきました。以上です。

○**樫部会長** どうもありがとうございました。事務局から何かありますか。

○**長嶺総務省政策統括官(統計制度担当)付統計審査官室統計審査官** 今回の11の事項の分類項目とは別に、もっと広い意味での課題と理解してございます。今回の改定案を作る際にも、先生からは類似の御発言や御指摘をいただいておりますので、後ほど紹介します。今後の課題に追記する方法があると思いますので、課題として認識して、どのように追記するかは整理したいと思います。ありがとうございました。

○**樫部会長** 素朴な質問です。小分類から中分類を作るときはあまり問題ないと思うのですが、細分類で新しい項目を立項するときには、その細分類がないわけですから、その項目は調査していないわけですね。これをどういう基準というか、どのようにして新し

いものが必要だというのをチェックすることができるのでしょうか。

○長嶺総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室統計審査官 おそらく公的データはないので、民間データであるとか業界団体のデータとかを利用することになります。それ以外では、先ほどのレッカー業のように、業界団体が主体的にアンケート調査を行い、業者数や売上げなどを推計することになると思います。

○樫部会長 量的な基準に関して、ある項目が非常に大きくなれば、その下の分類で新たに細分類する必要があるのではないかという、ウォーニングのような可能性もあるわけです。今の上位の10%という基準ではなく、ある項目が大きくなり過ぎたら、これはウォーニングとして扱い、それをきちんと調べてみるとか、そういう基準も必要ではないかと思えます。

○長嶺総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室統計審査官 今のところの基準では、1の（2）に小さく書いておりますが、例えばその他が占める項目が50%以上となる場合は分割を検討するという項目がございます。先生が今おっしゃいましたとおり、分類によって粒度が大分違いますので、そのあり方は引き続き検討しなければいけないと思っております。

○樫部会長 どうもありがとうございました。ほかに御意見はありますか。

どうぞ、西委員。

○西専門委員 ワンプライスショップについて、ワンプライスショップ自体が近年の資材価格の高騰で、かなり価格帯も複数あるという販売形態になっているかなと思っています。これに関連して、市場動向をもう少し長期的に見て、適切な名称設定にされた方がいいのかなというのが意見でございます。

○樫部会長 どうもありがとうございます。私は、このワンプライスショップというのは、日本語として定着していないと思います。公的なものは片仮名も多いのですが、できればほかの言い方が望ましいなと思います。適当な日本語がないのかもしれませんが、御検討ください。

○長嶺総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室統計審査官 確かにワンプライスというのに若干違和感があるかもしれません。名称のあり方につきましては、役所の文書の基本方向に沿いますと、あまり片仮名語を使わないことが基本であることは認識しています、ただ、今のところ、案としてはこの方向でいきたいなと思っておりますが、事務局でも検討はしてみたいと思います。結果的にこうなるかもしれませんが、その点は御了承いただきたいと思えます。

○西専門委員 もう1点あります。先ほどペストコントロールの話が出たかと思うのですが、その他に属することがいいのかというお話があったのですが、保健衛生の中にあえて配置をしなかった理由があれば是非教えていただきたいなと思っています。消毒業の廃止に伴う置き換えとか、保健衛生内の配置という可能性はなかったのでしょうか。

○樫部会長 よろしくお願ひします。

○長嶺総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室統計審査官 そこも議論しました。実際に行っている業務が保健衛生だけにとどまらない業務を行っているという実態が

ありまして、今の位置付けにしたということでございます。先ほど室長からも御指摘あったのと本質的に同じと思ってございますけども、ここは複数の分野にまたがっている業務でございまして、最善の位置付けが見つけれなかったというのが正直なところでございます。

○西専門委員 分かりました。ありがとうございます。

○樫部会長 それでは、ほかに御意見はございませんでしょうか。

どうぞ。

○萩野総務省政策統括官（統計制度担当）付統計委員会担当室長 先ほどの部会長の問題提起に関係しますが、今伸びている、あるいは今後伸びるとするのはやっぱりデジタル産業だと思います。今回の分類の見直しの中に関連する提案がなかったのですが、これはムービングターゲットなので、いま一つどうなるか分からないというのが背景なのか、あるいは今の案で十分対応できているということなのか、その辺を教えてください。

○長嶺総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室統計審査官 結論から申し上げますと、現状で十分ということではございません。後ほど説明しますが、課題の中にも、情報通信業の一つの柱でございましてインターネット附随サービス業を見直すということ課題として掲げてございますので、今御指摘あった点については今後も引き続き検討していく予定でございます。

○樫部会長 どうもありがとうございます。

どうぞ、清原委員。

○清原委員 ただ今の問題提起は、私も大変重要なポイントだと思っています。御案内のように、昨年から今年にかけてマイナンバーカードの普及率が急速に上昇していますし、今後は健康保険証についてもマイナンバーカードで利用できるということになってまいりますと、情報処理と言った領域も拡大してまいりますし、そのためのサービスを充実する事業者も増えてくるのが想定されますので、これから御説明いただく今後の課題の中の重要な柱として、「デジタル・トランスフォーメーション」に関わる領域は丁寧に目配りをする必要があると思っており、賛同の意見を申し上げます。よろしく申し上げます。

○樫部会長 どうもありがとうございました。

宮川委員どうぞ。

○宮川臨時委員 今のデジタルに関する議論ですが、産業分類でデジタルを定義するのは、例えばインターネット附随サービスであれば全部デジタルだろうということで定義できるわけですが、例えば商業は無店舗小売業の中に、インターネット販売のみを行っているところは入るわけですね。ところが、インターネット販売が9割でも、店舗を持って10%売ってれば、無店舗小売ではなくて、普通の小売業になります。結局、境界線でデジタルとデジタルではない生産物を両方産出している小売業が非常に多いと思います。それを産業分類で、デジタルと非デジタルで分けるのはいろいろな問題があります。簡単に今回の段階でやるというよりは、やっぱり長期的な課題になるのではないかと思います。

むしろ重要なのは、生産物分類でデジタルとデジタルではないものを分ける。例えば、既にある話で言えば、新聞の発行サービスみたいなものも、デジタルで新聞を提供するのか、紙で提供するのかで生産物としては分けています。そのように、デジタルということ

を生産物でしっかり分けるといふことと、それを受けて、今度はデジタルとデジタルではないものを両方兼業しているものをどのように産業分類上表現すればいいのかが課題です。場合によっては難しい分野も出てくると思いますし、あるいは逆に、既にこれはデジタルであると明らかな分野も多いかもしれないので、そのあたりは生産物分類との関係も見ながら、課題として挙げるのであればやっていただきたいと思います。

以上です。

○樫部会長 どうもありがとうございました。よろしいでしょうか。ほかに御意見がございましたら。

それでは、このテーマについては御意見が出尽くしたかと思うのですが、例えばワンプライスショップの名称が適切であるか、情報関連についての分割が十分なのか、量的な基準が十分なのか、それから清原委員がおっしゃったように、政策的に重要な産業みたいなものをどうするか。産業分類を廃止してしまった後に、また国内に回帰した場合に、この項目がなくなっていると困るといふような話があるので、この辺の扱いをどうするかなど、将来の課題として幾つか御提案がございました。これらを将来の課題のところにもどくように書くかという議論が必要かと思うのですが、おおむね各項目の分類について御了承いただいたということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○樫部会長 それでは、各項目の新設、分割の話については、おおむねの御意見はいただいて、御了承いただいたと認識をします。その他については、課題として、改めてどう書くかを議論したいと思います。

このテーマについては以上で審議は終わります。次に、次期の第15回改定に向けた課題の審議に移りたいと思います。事務局から御説明をお願いいたします。

○長嶺総務省政策統括官(統計制度担当)付統計審査官室統計審査官 資料3の31ページと32ページになります。課題につきましては、2つに分けております。1つは共通的事項として3つ、各論的事項として5つほど整理してございます。

まず、31ページ目から参りますと、最初の1番目ですが、生産技術の類似性の観点からの見直しということ。これにつきまして、今回の改定案の作成に当たって有識者の方々からもいろいろと御助言いただきましたが、全般的な改定は困難な面もありました。その一方で、生産技術の類似性を適用する際の考え方でありまして、か定性的な試行を製造業、商業、サービス業を対象に行い、課題等も整理してございます。そういう意味で、今後も引き続き量的基準のあり方も含めまして、どのような分類体系があるかを引き続き考えるということにしております。

次の2点目でございますけれども、管理、補助的経済活動と同一企業内の事業所間取引の取扱いです。これは第12回に位置付けられたものでございます。国連が定める標準産業分類には、2、3か所しかこのような分類が出てこないのですが、一方で、JSICには各中分類に、管理業務を行う事業所、補助的業務を行う事業所がそれぞれ位置付けられております。そのため、国際分類との比較が先ほどから議論になっておりますように、この扱いをどうするかは引き続き考えるというような内容でございます。

それから、細分類項目の構成の見直しについて。これも先ほど宮川先生がおっしゃったような量的基準のあり方とも関連するところがございますけども、特に製造業など分野によって、細分類の設定の粒度が大分異なります。例えば、細分類は約 1,500 ありますが、製造業が 500 項目ほど占め、3分の1ぐらいが製造業という状況でございます。新しくできたサービス業と比べますと、やはり不均衡が生じていることは否めません。小売、飲食店も大分細かな分類になっておりますので、全体を見て、どういう分類の粒度がふさわしいのかというのを引き続き検討するという課題でございます。以上が共通的事項の3つでございます。

それから、次の 32 ページ目ですけど、これも各論ですが、統計委員会室室長、宮川先生から御指摘ありましたが、インターネット附随サービス業の見直しということ掲げております。これは、昨今の国連が定める標準分類との比較など課題も多くございます。例えば今の JSIC では、インターネットを経由するという表現で要件を定めている細分類もありまして、今のクラウド全盛の時代においては、インターネットを経由することはもう半ば前提になっている状況でございますので、そのような課題をこれからも継続して検討していくということでございます。

それから、無店舗小売業も先ほど話題になりましたように、店舗面積がゼロの場合は無店舗小売業として分類に位置付けることとなります。これもインターネットが普及し始めた頃に位置付けたものでございます。その一方で、センサスなどでインターネットの割合なども聞いているという現状がありますので、そういうのを含めて、無店舗小売業をどうするかというのを引き続き考えていくというような課題でございます。

3つ目は発電業の電源種別による細分類設定とございます。これは北米の産業分類は発電を地熱だとか太陽光、原子力など7種の発電種別に分けております。供給側の視点で見直す観点からは、そのようなアメリカの例に沿った内容が相応しいのですが、経済産業省は根拠法を尊重するという立場もありますので、今回は根拠法を基に分類しております。その部分を引き続き供給側の視点でどう記載することが可能かを考えていくという内容でございます。

それから、3PLサービス、これはサードパーティー・ロジスティクス・サービスの略でございます。これは生産物には設定しておりますが、産業でもどう位置付けられるかということ課題としております。ただし、実態がなかなか分からないところがございますので、これも引き続き調査した上で、実態を把握しながら、どういう位置付けが可能かを考えるという課題でございます。

それから、ファブレス企業の取扱いでございます。これは製造業であるけれども、実際の製造過程を外注している場合などを想定したものでございますが、国連では、原材料を所有している場合は製造業に位置付けており、また、現在改定作業中の ISIC、つまり国連の産業分類では、知的財産の所有権までを含めて製造業として広く位置付けるというような議論がございますので、国連の動向を再度確認しつつ、ファブレス企業をどのように位置付けることが可能かを検討していくという課題でございます。

以上、雑駁ですが、8点ほどの課題整理としてございます。

○**樫部会長** どうもありがとうございました。それでは、この次回改定に向けた課題について、御質問、御意見を賜りたいと思います。

菅委員どうぞ。

○**菅委員** やはりキーワードは国際比較であり、国際標準産業分類があるわけです。日本の分類がそれと違って構わないのですが、かつて日本経済が非常に強かったときにはそれが優れた点、要するに「日本的経営」という言葉があったぐらいで、日本的産業分類だったわけですね。今、それほど日本は元気がないので、ISICと違う場合には、今度はここが遅れている分野だという受け止め方をされるわけです。だから、国際基準に合わせていかなければいけない大きな理由としては、逆に言うと、ISICに合わせられないということは、その産業に何かの懸念要素があるという受け止め方をされる可能性が高い。また、日本が弱い部分であるという受け止め方をされる。だから、産業界との対話をしながら、国際的にはこうなのですが、なぜできないのですかというような話をきちんとしていかなければいけない。

例えば、3PLについては、多分実態は国際的にもその方向にシフトしているにもかかわらず、日本ではそのようになっていないということが課題だと思います。ファブレスなどもそうです。だから、できれば国際基準になるべく合わせていくことが重要です。違う場合には、コミュニケーションを取りながらなぜ違うのかという説明を求めていくことが必要です。だから、なるべく国際基準に合わせていくというのがキーワードではないかと思います。もちろん過去からの断絶はまずいですが、そこが重要な視点ではないかと思います。

○**樫部会長** どうもありがとうございました。

清原委員から手が挙がっていますので、清原委員どうぞ。

○**清原委員** ありがとうございます。今、菅委員おっしゃいましたように、今後の検討課題の中で、共通の事項であれ各論的事項であれ、一つの重要な視点として、国際比較への対応が重要なポイントであると私も賛同いたします。この間、産業分類検討チームの皆様の熱心な御検討にまず感謝して、敬意を表したいと思います。その上で、このような課題が残っているということですのでございますけれども、今の国際比較の視点と同様に、課題に対応し、また現状の産業の実態を把握しようとする、どうしても各論としても細かい分類を作るなどで対応していくことになります。

そこで、もう一つの重要な共通的な視点としては、「時系列的な比較をする際の対応」についても位置付ける必要があると思います。それは、分類が変更になったからといってできなくなるわけではないとは思っていますが、例えば本日御説明いただくときに象徴的だったのが「ワンプライスショップ」です。それがいろいろな項目に今までは分散されていた、隠れていたということではないかなと思います。それを今回新設した「ワンプライスショップ」では、未来志向では極めて有効に機能していくと思います。未来において過去を振り返った時に、今回「ワンプライスショップ」を立項しておいてよかったという判断になるのではないかと推測はされます。しかし、表現は妥当ではないのですが、栄枯盛衰というか、多いときと少なくなる時があるとなると、適切に時系列比較をするための統

計学的な枠組み、パースペクティブということも常に位置付けなければいけないのかなと思います。国際比較の観点、時系列比較の観点というものを重視しつつ、現状を的確に見るための、そして、未来に向けてより良く今の現実を見通していくことができるような分類体系や分類項目を検討していくことが常なる方向性になっていくのではないかと思います。何はともあれ、産業分類検討チームの御苦勞の中から出された課題についてはしっかりと受け止めたいと思った次第です。

以上です。ありがとうございます。

○**樫部会長** 清原委員、どうもありがとうございました。

斎藤委員から手が挙がっていたようです。どうぞ。

○**斎藤専門委員** 斎藤です。聞き漏らしている可能性もありますが、共通的事項の管理、補助的経済活動と同一企業内の事業所間取引の取扱いというのと、各論的事項の無店舗小売業の取扱いというところで、いずれも前回の改定時の課題事項への対応に関連となっています。特に共通的事項については、前回課題になっていて、今回検討したけれども結論が出なかった、もしくは何か実務的な問題があって今回見直せなかったという、その辺り、どういう事情で今回対応できなかったのかというのをもう少し説明していただけるとありがたいと思います。無店舗のところは、これを読む限りでは直接分かりませんが、実態把握が難しいので、検討課題としたと想像したのですが、管理、補助的などところはそういう話でもないような気がしていて、何か障害になるようなこと、もしくは、先送りと言ったらあれですけども、再検討の必要があるという、そこらあたりの理由を教えてくださいか。

○**樫部会長** では、事務局お願いします。

○**長嶺総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室統計審査官** 2ページ目に関連した記述がございますけども、2つとも12回に改定されています。管理・補助的経済活動を行う事業所につきましては、その後の検証が必要だという事項となっておりますが、平成28年度経済センサスのデータで精査しまして、その中で実際どういう疑義があったのかや訂正件数がどうだったのかというのを調べたままで終わっています。今後の課題としましたのは、そもそもそういう課題に分類項目の位置付けが国際比較と比べて適切であるかどうかというのを中期的な観点から検討してはいかがかという指摘を産業分類検討チームの先生方からいただきましたので、御指摘部分について今後の検討課題としているということでございます。つまり、センサス上の問題は大きくは見当たらなかったのですが、そもそも分類項目上位置付けることについて引き続き検討するというような課題だと理解していただければと思います。

○**樫部会長** 前回の課題というのは、要するに調査のときに問題がないかという、そういうのを調べるというものであったということですか。

○**長嶺総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室統計審査官** それは問題なかったということは分かりましたが、そもそも分類構成上位置付けるのが適切かどうかというのを引き続き検討するという趣旨でございます。

○**斎藤専門委員** その分類を見直すことが適切かどうかという議論はされたけれど、結論

が出なかったということですか。それとも、議論をこれからしようということですか。

○長嶺総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室統計審査官 現行の分類上、位置付けることには問題はないけれども、国際比較と比較して、必要性なり、今後どうするかを引き続き検討するということをございます。

○斎藤専門委員 前回改定時の課題というときにもそういう話だったのではないのですか。

○長嶺総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室統計審査官 おそらくそうだったと思います。そういう意味では、分類上位置付けるということは取りあえず御了解いただいたところをございます。

○斎藤専門委員 分かりました。

○長嶺総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室統計審査官 ただ、引き続き、国際比較と、ISICなどと比較して引き続き検討するということです。

○樫部会長 疑義がたくさん出て調査が難しいということはないということですか。

○長嶺総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室統計審査官 そういうことではありません。

○樫部会長 今回、分類を改定するまでには至らなかったけど、この先を考えるとやっぱり検討した方がいいという結論になっているということですね。

○長嶺総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室統計審査官 そういう趣旨です。

○樫部会長 西委員どうぞ。

○西専門委員 関連して、今後、検討を継続されるということで、管理・補助的経済活動についてですが、先ほどのお話ですと、ISICなどの国際分類だと2、3か所というお話がありました。改定案の方だと、中項目の下にそれぞれ項目を設けていただいているところで、結構数としては多くなっているのかなとお見受けしましたが、このあたりにつきまして、あえて中分類に分けようとした背景ですとか、国際標準と違う形にされている理由も伺えればなと思った次第です。

○樫部会長 ありがとうございます。次に清水委員から御発言をお願いしたいと思います。

○清水臨時委員 ありがとうございます。それでは、3点コメントさせていただきます。もう既に宮川先生、菅先生、清原先生のコメントと重複するような内容になってしまいますけども、まず細分類についてということです。分類を細かくしていくことの御利益とコストを考えていかなければいけないわけですが、先ほど1回目の発言が少し分かりにくかったかもしれないのですが、私自身は、例えば生産関数を推計しようとするすと、現在の公表されているようなデータだと、非常に粗過ぎたりデータがなかったりするものですから、日本の1990年代の成長とか21世紀に入ってから中国の成長とか生産性が正しく測定できないという問題に直面します。そのときに今、宮川先生たちが作られているAPOのデータを野村浩二先生から提供いただきまして、一緒に分析させていただいていますが、そういうデータを使わせていただくことで初めて、そういうものが明らかになってくることになるわけです。

これは一つの例ですけれども、大切なのは比較可能性ということが非常に重要になるわけですが、併せて不均一性とか多様性を測定する、例えば、意味ある違いを取り出していく

ことは非常に重要になってくるということにもなります。今、私たちがやっているのが、日本の場合ですと、非常に集積が進んでいる地域と縮退している地域が分かれてきているわけですけれども、それらに意味ある違いを引き出そうとすることです。大分類、中分類でも分からなくて、小分類になって、ようやく地域間の違いは説明できるようになってくるわけですけれども、一方で工業製品などは十分細かい、例えば JSIC の 4 桁みみたいなデータも多く取れますので、それらを見ることができのですが、サービス業はすかさずから、全く意味ある違いを取り出すことができないというようなことになるわけです。

樫部会長が御質問されていたことがそれにもつながってくるわけですが、我々、何をやっているのかということですが、例えば NTT の電話帳のタウンページのデータベースを使わせていただくと、2,000 分類に分かれています。JSIC の 4 桁が 1,460 ですから、それに合わせて JSIC の細分類に合わせる作業をして、さらに、サービス業など、それでも見ることができない違いを我々は抽出するという研究を行っています。そうすると、これから取り組んでいくこととして、分類を細かくしていくことになりますと、回答者の負担がもちろん上がっていきましますが、逆に見落としてしまっていくものが大きくなってきてしまうと、例えば経済が進化する、経済が複雑化する、また、違う産業構造が生まれてくる中において、意味ある違いが見えなくなってくるというようなことは、やはり統計としては非常に問題が大きくなっていくことだと思います。そういうような視点から、意味ある違いを取り出すような分類も考えていくことは必要ではないのかなというのが 1 点目のコメントでございます。

2 つ目、国際基準というところで、菅委員のコメントに少し関連いたします。今、国連の定める基準に合わせていくという作業をされようとしているわけですが、私自身、2010 年から国際機関で、ユーロスタットであるとか IMF とか BIS、国連でもお仕事をさせていただき中で 12 年目になります。今年も 6 月に国連のジュネーブで講演をさせていただきます。国際機関で統計のプロジェクトをずっとやっていきますと、何となく分かってきたことは、実は国際機関が進んでいるわけではなくて、特に国連とか OECD でカバーしている国が広くなればなるほど、なるべく先ほどの比較可能性を求めて統一的な項目に収れんさせようとするわけです。そうすると、どこかの国でこういう項目を作ると調べることができないから、この項目はもっと粗くしよう、これは落とそうとかという政治が働いていまして、必ず国連の基準が正しいわけではありません。

例えば今、2025 年の SNA のマニュアル改定なども、IMF が主体で取り組んでいるのは、そういう意味もあるかと私自身はそう理解しています。例えば FISIM のような金融サービスの測定が前回大きな議論になりましたし、今、デジタルエコノミーみたいなものにも適用していこうということで、今、生産性が正しく測定できないので、測定方法と併せて分類が変えられようというようなことになっていくわけです。ようやくマニュアルによって落とし込むようになった段階というのは、経済の動きに比較して遅れていることになっているというわけですから、先んじて経済の成長の先を見据えていくというようなことも含めて、我々の日本という国の経済をどう測定していくのかというようなことをしっかりと考えていくことが必要ではないのかなということだと思っております。

これが、次の3点目の清原委員から出た未来に向けてということにつながるわけでありまして、どうしても統計、特に国際機関の統計は、最もカバーしている国の中でも統計精度が不十分な国にも適用させていかなければいけませんから、そういうところが調査ができるように国際基準というのは作られてきます。一方、我々の国というのは、経済を大きな意味でシフトして、先頭組についていかなければいけないという中において、経済の活動を測定していくということを考えたとき、最初の発言にも戻るわけですが、現在の誤差をこれ以上大きくしない、または、未来に向かって誤差が拡大しないということを考えてときに、どういう分類で日本の経済というものを測定していくのがいいのかということは、もっともっとしっかりと議論していく余地はあるのではないかとというのが3点目のコメントでございます。

以上3点、私からコメントさせていただきました。

○**樫部会長** どうもありがとうございました。何か事務局からよろしいですか。

○**長嶺総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室統計審査官** 先ほど西委員から御指摘があった管理・補助につきましては、国連のデータ等を再度精査しまして、次回部会において提出したいと思います。よろしくをお願いします。

清水先生の御指摘を踏まえまして、今後、課題などを考えたいと思います。ありがとうございます。

○**樫部会長** 宮川先生、どうぞ。

○**宮川臨時委員** 課題ということでたくさん挙げていただいておりますが、その中で幾つかに言及します。先ほどの私の発言と重なるところもあるかと思いますが、1つは、細分類項目の構成の見直しは非常に重要なことのひとつだと思っております。今、清水先生からもいろいろとお話があったわけですが、この中で細か過ぎる話というのは、先ほど申し上げたような、本当に利用されているのかということですね。それから、記入者負担が重過ぎるのではないかと、調査すらできないのではないかとという話と、でも、逆に必要なのであればしっかりやらなきゃいけないというような話があるので、こういうところには、活用状況というか、そのようなことも注視することを含めてもいいのではないかと思います。

もう1点は、これも先ほどの私の発言と重複するところがありますが、無店舗小売に関連して、インターネット販売と店舗とを併用している小売業がたくさんある。その中からインターネットだけを取り出すことは産業分類ではなかなか難しいです。皆さん御存じかと思いますが、ISICやNAICSだと無店舗の分類を全部やめる方向になっているわけです。ですから、デジタルをある意味放棄したとか、デジタルの把握を放棄してしまっている。

一方、先ほど萩野室長からもお話があったように、デジタルは重要で、デジタルSUTみたいな世界ですと、売上げの50%以上がデジタルだとE-Tailerとなるお話があるわけです。そういうところが実は少し矛盾しているとか、デジタルの世界では分けようとしているのに、逆に大本の産業分類ではなくしてしまうような動きがあって、先ほど申し上げたような兼業をどう捉えるかということが理論的にも実際どうするかという点でも、十

分な解決策が見つかってないという状況だと思います。

ですから、生産物分類との兼ね合いもあるので、デジタルの観点でどうすべきなのかのような内容は今後の課題の考え方として含めていただくといいのではないかなと思っております。

こうして見ていくと、非常に多くの課題があると感じています。産業分類の検討チームでは、2年間ぐらいかけて一生懸命検討してきたわけですが、やはり全然時間が足りないと実感しています。これだけ課題が出て、しかも前回の課題もまだ残っているとの御指摘もありました。あと、特に1番目の生産技術の類似性の観点からの見直しですが非常に厄介で、冒頭の話に戻ってしまいますが、分類の基準を理論的な観点から考えれば、生産技術だけ、供給側の視点にするというのがやはりSUTや生産物分類との兼ね合いからも望ましいと思うのです。ところが、それを実際に行うと大きく分類を変えることになり、大混乱の元となるでしょう。それこそ、先ほどからお話に出ているように、時系列比較ができなくなる。

そうであれば、基準は今回、順番を入れ替えるとかプライオリティーを付けるか付けないかということはこの後の議論だとは思いますが、そのようなことをやって、そして今後、未来に向けて、できる限り理想的な供給の姿に少しずつ近づけていくことが必要だと思うのです。結局、ドラスティックな変更をすれば分断ができるので、それは難しいところなので、やはり常に改善をしていくことが分類の検討には重要だと思います。まさに長期にわたる産業構造の変化を観察するのが目的だとすると、継続性と理想的な姿に近づけていくことを同時に取り組むことが必要です。今回の経験を通して、冒頭、清原委員からもお話がありましたが、常に改善をしていくことを続けた上でようやく5年間で少し改善できたという段階になるのではないかと思います。やはり課題の中で、常にそのような改善活動が続けるべきだということは書かれてもいいのではないかと思います。

以上です。

○樫部会長 どうもありがとうございました。次回に向けた課題については、清原委員からも、常に検討するという必要性の話がございました。改定案を作成する検討チームで2年程度にわたってかなり長期に非常に熱心に検討していただいたのは確かですが、それでもやっぱり時間が全然足りなかったということかと思えます。次回いつになるか分かりませんが、改定をすることが決まってから検討が始まるのではなく、多分この後すぐにこの課題に取り組んでいただくことが重要であるという方向になるのではないかと思います。一方、統計の継続性が重要ですので、あまり頻繁に分類を変えると今度は組替えなど、統計を作る方も非常に負担が増えるので、そのバランスをどうするかなどの議論が必要だと思います。それも課題として載せておく必要があるのかなと思います。

○植松総務省政策統括官（統計制度担当）付統計委員会担当室次長 西先生のお話、1点だけ補足させていただければと思います。本社の関係ですが、なぜ中分類ごとに設けられているかという御質問だったかと思うのですが、実は国際分類、本社というと1つの大きな分類に、1つになっていまして、要は、何業の本社かが分からない状況になると。当時、管理、補助的活動という分類が立てられたときに、我が国は製造業の本社なのか、あるいは

はサービス業の本社なのかというところが、これまでの統計の時系列的な面も含めて重要であろうという御指摘があつて、こういう中分類ごとに設けられたという経緯があると承知してございます。

○西専門委員 ありがとうございます。製造業とサービス業は変える必要があるところがあつたということは、サービス業の変化とかにも合わせて、分類項目を分け、それぞれ把握していく必要があるような議論があつたということですか。

○植松総務省政策統括官（統計制度担当）付統計委員会担当室次長 ええ。もう少し丁寧に申し上げますと、製造業とかそれぞれ中分類ごとに、それぞれの管理、補助的活動というのは設けて、中分類ごとの統計というものが一定の連続性が保たれるような整理になっておつた、そういうことと承知してございます。

○西専門委員 ありがとうございます。おそれ入ります。

○樫部会長 ほかに御意見、御質問、コメントのある方いらっしゃいますでしょうか。では、この3番目の次回改定に向けた課題については、皆さんいろいろ御意見をいただきましたが、挙がっている項目自体については、さほど大きな異論があつたわけではないと思いますので、これは大体御了解をいただいたということにします。答申案にどういうふう盛り込むのかは、事務局に今の御意見を反映していただくような形で検討していただきたいと思います。ひとまず方向性についてはこれでいいということで意見がほぼ一致したということで、この場はおしまいということにしたいと思います。

次に、本来であれば、元に戻って、分類の基準について議論するところですが、ほぼ予定していた時刻になってしまいましたので、誠に申し訳ありませんけども、分類の基準についての議論は第2回目にしっかりやるということにしまして、今日の議論はここでおしまいということにしたいと思います。それでは、事務局に本日の議論を整理していただき、また、その上で必要な資料を作っていただければと思います。

それでは、今日予定されていた議事は全部終わってはいませんが、今日の審議はここまでとさせていただきます。第2回の部会では、今回出た御質問の中で答え切れなかった部分とか、分類の基準について改めて議論することにさせていただきます。本日の部会での審議の様様につきましては、今月末の統計委員会で私から報告をさせていただきます。

それでは、事務局から御連絡をお願いします。

○目総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室副統計審査官 事務局です。次回の部会は、5月10日水曜日の13時から開催いたします。次回もウェブ開催を予定しております。なお、本日の部会審議の内容について追加の御質問やお気づきの点がございましたら、4月11日火曜日の15時までにメールにより事務局まで御連絡をお願いします。

最後に、本日の部会の議事録につきましては、事務局で作成次第、メールにて御照会いたしますので、こちらにつきましても御確認をよろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

○樫部会長 それでは、長時間にわたりまして、議論を大変ありがとうございました。

以上をもちまして、本日の部会は終了といたします。次回の部会の審議もよろしくお願

いしたいと思います。本日はどうもありがとうございました。